第14号様式（第８条関係）
（その１）

収　支　報　告　書

平成 29 年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

1　政治団体の名称（ふりがな）
ぜいりしによる なかたにしんいちこうえんかい
税理士による中谷真一後援会

2　主たる事務所の所在地
甲府市中央２－11－13／税理士会館内

3　代表者の氏名
田中秀雄

4　会計責任者の氏名
河西良太

事務担当者
（氏名）河西良太
（電話）055－284－0558

政治団体コード		入力コード	

※「政治団体コード」「入力コード」は記入しないでください。

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有 →
☑ 無　（「有」の場合）
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名
住所

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　中谷真一
公職の種類　衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間
□１年を通じて適用
□対象年の途中で適用の異動あり
（異動ありの場合のみ以下を記入）
平成　年　日　日から
平成　年　日　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑１年を通じて適用
□対象年の途中で適用の異動あり
（異動ありの場合のみ以下を記入）
平成　年　日　日から
平成　年　日　日まで

山梨県選挙管理委員会 受付 第　号 30年4月23日

（その２）

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額			620	4000
（前年からの繰越額）			168	4000
（本年の収入額）			452	0000
支出総額			478	3900
翌年への繰越額			142	0100

2　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額			272	0000
員数				23

（２）寄　附

ア　寄附（イを除く。）の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
（ア）個人からの寄附					
［うち特定寄附］					
（イ）法人その他の団体からの寄附			~~180~~	~~0000~~	
（ウ）政治団体からの寄附			180	0000	
小計　（ア）＋（イ）＋（ウ）			180	0000	
［寄附のうち寄附のあっせんによるもの］					
イ　政党匿名寄附					
合計　（ア＋イ）			180	0000	

（その７）

（７）寄附の内訳												寄附者の区分	政治団体		
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億	百万	千	円							年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考	
山梨県税理士政治連盟			8	0	0	0	0				29.9.26	甲府市中央2丁目11-23	深沢邦秀		
山梨県税理士政治連盟			1	0	0	0	0	0			29.10.11	甲府市中央2丁目11-23	深沢邦秀		
この頁の小計			1	8	0	0	0	0							
その他の寄附															
合計			1	8	0	0	0	0							

（その１３）

3　支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	備考
1　経常経費		
（１）人件費		
（２）光熱水費		
（３）備品・消耗品費	4,495	〃
（４）事務所費	12,565	〃
小計	17,060	〃
2　政治活動費		
（１）組織活動費	311,330	
（２）選挙関係費		
（３）機関紙誌の発行その他の事業費		ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費		
イ　宣伝事業費		
ウ　政治資金パーティー開催事業費		
エ　その他の事業費		
（４）調査研究費		
（５）寄附・交付金	150,000	〃
（６）その他の経費		
小計	461,330	〃
合計	478,390	〃

令4日22

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 備品費、消耗品費					
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考		
				十億			百万			千		円			
この頁の小計															
その他の支出										4	4	9	5		
合計										4	4	9	5		

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計													
その他の支出						1	2	5	6	5			
合計						1	2	5	6	5			

（十億 百万 千 円）

4月

（その１５）

（３）政治活動費の内訳　　項目別区分 組織活動費（　　）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
臨時役員会	30,000円	29.7.4	千辰寿し	甲府市中央2丁目10－24	
国政報告会	105,500	29.9.6	株式会社割烹司	甲府市中央2－13－9	
臨時役員会	53,060	29.10.4	(株)山村	甲府市中央1丁目14番8号	
激励懇親会	112,770	29.11.20	(株)山村	甲府市中央1丁目14番8号	
この頁の小計	301,330				
その他の支出	10,000				
合計	311,330				

年4月

（その１５）

（３）政治活動費の内訳											項目別区分 寄附、交付金　（寄附）			
支出の目的	金額 十億	百万	千	円							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附			1	5	0	0	0	0			1429.10.11	自由民主党 山梨県第一選挙区支部	甲府市下飯田3丁目8-29	
この頁の小計			1	5	0	0	0	0						
その他の支出														
合計			1	5	0	0	0	0						

（その１７）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 30 年 4 月 3 日

政治団体の名称　税理士による中谷真一後援会

会計責任者の氏名　河西良太　印

代表者の氏名　印

（解散時のみ）

※　氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成30年3月31日

税理士による中谷真一後援会
代表　田中寿雄　殿

登録政治資金監査人　石原哲 ㊞
登録番号第　4179号
研修修了年月日　平成24年6月8日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による中谷真一後援会の平成29年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、税理士による中谷真一後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

税理士による中谷真一後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による中谷真一後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上